

# 宮城県公報

令和8年3月31日(火)  
号外第26号

## 目次

### 規則

- 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)
- 証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(同)
- 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)

### 訓令甲

- 宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令(税務課)

### 告示

- 昭和47年宮城県告示第312号(収納計器取扱いに関する事務を行う者の指定)の一部を改正する告示(税務課)
- 平成14年宮城県告示第363号(証紙代金収納計器の指定)の一部を改正する告示(同)

次の規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 49 号 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 50 号 証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 51 号 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和29年宮城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（行政手続条例の適用除外とならない処分及び行政指導）</p> <p>第5条 条例第4条の2第1項の規則で定める処分その他公権力の行使に当たる行為は、<u>条例第108条の4第1項</u>の規定による収納計器取扱者の指定及び証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則（昭和47年宮城県規則第12号）第14条の規定による収納計器取扱者の指定の取消しとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（課税地の指定）</p> <p>第6条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税 目 等</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>自動車税（所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合における条例第108条の2第1項に規定する普通徴収、同条第2項に規定する証紙徴収、同条第3項に規定する普通徴収、<u>第108条の5</u>に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収及び自動車税の特例に関する条例第2条に規定する証紙徴収に限る。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>自動車税（前項に該当する場合以外の</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	税 目 等	所 在 地	[略]	[略]	自動車税（所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合における条例第108条の2第1項に規定する普通徴収、同条第2項に規定する証紙徴収、同条第3項に規定する普通徴収、 <u>第108条の5</u> に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収及び自動車税の特例に関する条例第2条に規定する証紙徴収に限る。）	[略]	自動車税（前項に該当する場合以外の	[略]	<p>（行政手続条例の適用除外とならない処分及び行政指導）</p> <p>第5条 条例第4条の2第1項の規則で定める処分その他公権力の行使に当たる行為は、<u>条例第104条の9第1項</u>の規定による収納計器取扱者の指定及び証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則（昭和47年宮城県規則第12号）第14条の規定による収納計器取扱者の指定の取消しとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（課税地の指定）</p> <p>第6条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税 目 等</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>自動車税の種別割（所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税の種別割を課されない場合における条例第108条の2第1項に規定する普通徴収、同条第2項に規定する証紙徴収、同条第3項に規定する普通徴収、<u>第108条の4</u>に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収及び自動車税の特例に関する条例第2条に規定する証紙徴収に限る。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>自動車税の種別割（前項に該当する場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	税 目 等	所 在 地	[略]	[略]	自動車税の種別割（所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税の種別割を課されない場合における条例第108条の2第1項に規定する普通徴収、同条第2項に規定する証紙徴収、同条第3項に規定する普通徴収、 <u>第108条の4</u> に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収及び自動車税の特例に関する条例第2条に規定する証紙徴収に限る。）	[略]	自動車税の種別割（前項に該当する場	[略]
税 目 等	所 在 地																
[略]	[略]																
自動車税（所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合における条例第108条の2第1項に規定する普通徴収、同条第2項に規定する証紙徴収、同条第3項に規定する普通徴収、 <u>第108条の5</u> に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収及び自動車税の特例に関する条例第2条に規定する証紙徴収に限る。）	[略]																
自動車税（前項に該当する場合以外の	[略]																
税 目 等	所 在 地																
[略]	[略]																
自動車税の種別割（所有者の変更があった場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税の種別割を課されない場合における条例第108条の2第1項に規定する普通徴収、同条第2項に規定する証紙徴収、同条第3項に規定する普通徴収、 <u>第108条の4</u> に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収及び自動車税の特例に関する条例第2条に規定する証紙徴収に限る。）	[略]																
自動車税の種別割（前項に該当する場	[略]																

場合であつて、かつ、所有者又は使用者の住所地が県外にある場合に限る。)	
[略]	[略]

2・3 [略]

第12条の5 削除

(徴収猶予取消通知)

第12条の6 県税事務所長は、第12条から第12条の4までの規定により徴収猶予したもの（法第15条の4の規定に係るものを除く。）についてその猶予の取消しをしたときは、徴収猶予処分通知書又は徴収猶予取消通知書により納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

合以外の場合であつて、かつ、所有者又は使用者の住所地が県外にある場合に限る。)	
<u>自動車税の環境性能割（法附則第29条の9の規定に基づき、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、軽自動車税の環境性能割の賦課を行う場合を含む。）</u>	東北運輸局宮城運輸支局の所在地
[略]	[略]

2・3 [略]

（環境性能割の徴収猶予）

第12条の5 法第164条第2項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収猶予を受けようとする者又は法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収猶予を受けようとする者は、申告書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを仙台中央県税事務所長に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、徴収猶予処分通知書により納税者に通知しなければならない。

(徴収猶予取消通知)

第12条の6 県税事務所長は、第12条から前条までの規定により徴収猶予したもの（法第15条の4の規定に係るものを除く。）についてその猶予の取消しをしたときは、徴収猶予処分通知書又は徴収猶予取消通知書により納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(延滞金の減免)

第17条 条例第16条第3項(条例第16条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により延滞金を減免できる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(課税標準の特例を受けるものの提出書類)

第34条 [略]

2 [略]

3 法附則第11条各項(第1項を除く。)、法附則第51条第1項から第5項までの規定による不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする者は、当該課税標準の算定のため知事が必要と認める書類を県税事務所に提出しなければならない。

第55条の3 [略]

(延滞金の減免)

第17条 条例第16条第3項(条例第16条の2第4項及び第16条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により延滞金を減免できる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(課税標準の特例を受けるものの提出書類)

第34条 [略]

2 [略]

3 法附則第11条各項(第1項を除く。)、法附則第51条第1項から第6項までの規定による不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする者は、当該課税標準の算定のため知事が必要と認める書類を県税事務所に提出しなければならない。

第55条の3 [略]

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第55条の4 法第164条第1項若しくは第6項の規定により自動車税の環境性能割の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者又は法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者は、申告書又は申請書にその事実を証する書類を添付して、仙台中央県税事務所に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申告者又は申請者に通知しなければならない。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)  
第55条の5 法第165条第1項若しくは第2項の規定により自動車税の環境性能割の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者又は法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者は、申請書にその事実を証する書類を添付して、仙台中央県税事務所長に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(環境性能割の更正又は決定の通知)  
第55条の6 仙台中央県税事務所長は、法第168条、第171条若しくは第172条の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をしたとき又は法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をしたときは、自動車税等更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

(身体障害者等の利用に供するための自動車の構造又は設備)  
第55条の7 減免条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める構造又は設備は、乗降補助装置、車いすの昇降装置、固定装置及び収納装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

2 減免条例第7条第1項第3号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いす固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装

置とする。

3 減免条例第7条第2項第1号に規定する費用には、前2項に規定する構造又は設備の取付け等に伴う屋根その他の自動車の形状の変更<sup>に</sup>要した費用を含むものとする。

4 減免条例第7条の2第1号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いすの昇降装置及び固定装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

(身体障害者等の範囲)

第55条の8 減免条例第7条第1項第2号に規定する身体障害者及び減免条例第7条第1項第4号に規定する身体障害者等（以下この条において「身体障害者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が取得する自動車並びに身体障害者等と生計を一にする者及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者<sup>に</sup>あつては障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について3級（1下肢のみに運動機能障害を持つものに限る。）から6級までの各級に該当する者以外の者、第2号に掲げる者<sup>に</sup>あつては障害の程度が下肢不自由について第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外の者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号

に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能又は言語機能の障害	3級
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各症

<u>聴覚障害</u>	特別項症から第4項症までの各項症
<u>平衡機能障害</u>	特別項症から第4項症までの各項症
<u>音声機能又は言語機能の障害</u>	特別項症から第2項症までの各項症
<u>上肢不自由</u>	特別項症から第4項症までの各項症
<u>下肢不自由</u>	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症
<u>体幹不自由</u>	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症
<u>心臓機能障害</u>	特別項症から第3項症までの各項症
<u>じん臓機能障害</u>	特別項症から第3項症までの各項症
<u>呼吸器機能障害</u>	特別項症から第3項症までの各項症
<u>ぼうこう又は直腸の機能障害</u>	特別項症から第3項症までの各項症
<u>小腸機能障害</u>	特別項症から第3項症までの各項症
<u>肝臓機能障害</u>	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳の判定の記録（県税条例第104条の6の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限において有効とされるもの）の欄（障害の程度）に「A」又は「重度」と記録されている者

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

（環境性能割の減免申請書の添付書類等）

第55条の9 減免条例第7条第1項第4号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項に規定する事実を証する書面は、福祉事務所（福祉事務所を設置しない町村にあつては、当該町村）、戦傷病者の援護事務を処理する機関又は保健所の長の発行する証

明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

2 減免条例第7条第1項第4号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる身体障害者等の区分ごとに、当該各号に定める書類（以下「身体障害者手帳等」という。）とする。

(1) 前条第1号に掲げる者 身体障害者手帳

(2) 前条第2号に掲げる者 戦傷病者手帳

(3) 前条第3号に掲げる者 療育手帳

(4) 前条第4号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳

3 減免条例第7条第1項第4号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項の申請をする者は、運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第56条の4第4項において同じ。）に記録された特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を出力した書面の提出をもってそれぞれ当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードの提示に代えることができる。

4 減免条例第7条第1項第1号から第3号まで又は第7条の2第1号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第6項及び第8項に規定する事実を証する書面は、特別の仕様により自動車を製造した者又は自動車の改造を行った者の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

5 減免条例第7条の2第2号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第8項に規定する事実を証する書面は、県税事務所長の指示する書面とする。

（自動車税環境性能割減免申請済の証印）

第55条の10 県税事務所長は、自動車税の環境性能割に係る減免条

(身体障害者等の利用に供するための自動車の構造又は設備)

第56条 減免条例第8条の3第12号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いすの昇降装置及び固定装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

(身体障害者等の範囲)

第56条の2 減免条例第7条の2第1項に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体障害

例第9条第7項の申請書又は法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る当該申請書を受理したときは、減免条例第9条第7項の規定により提示された身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白にその旨の証印をしなければならない。

(身体障害者等の利用に供するための自動車の構造又は設備等)

第56条 第55条の7第4項の規定は、減免条例第8条の3第12号に規定する規則で定める構造又は設備について準用する。

2 第55条の8の規定は、減免条例第7条の4第1項に規定する身体障害者等について準用する。この場合において、第55条の8ただし書中「身体障害者等と生計を一にする者が取得する自動車」とあるのは「身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車」と、同条第3号中「県税条例第104条の6の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限」とあるのは「証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条の規定による登録をすべき事由のあった日、普通徴収の方法により徴収されるもの(減免条例第7条の4第3項の規定に該当する場合を除く。)にあつては県税条例第107条に規定する賦課期日、普通徴収の方法により徴収されるもの(減免条例第7条の4第3項の規定に該当する場合に限る。)にあつては減免条例第9条第7項に規定する申請書を提出する日」と読み替えるものとする。

第56条の2 削除

者等と生計を一にする者が所有する自動車並びに身体障害者等と生計を一にする者及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者にあつては障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について3級（1下肢のみに運動機能障害を持つものに限る。）から6級までの各級に該当する者以外の者、第2号に掲げる者にあつては障害の程度が下肢不自由について第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外の者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能又は言語機能の障害	3級
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
移動機能	1級から6級までの各級

心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能又は言語機能の障害	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳の判定の記録（証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条の規定による登録をすべき事由のあつた日、普通徴収の方法により徴収されるもの（減免条例第7条の2第3項の規定に該当する場合を除く。）にあつては県税条例第107条に規定する賦課期日、普通徴収の方法により徴収されるもの（減免条例第7条の2第3項の規定に該当する場合に限る。）にあつては減免条例第9条第6項に規定する申請書を提出する日において有効とされるもの）の欄（障害の程度）に「A」又は「重度」と記録されている者

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

（生活路線の範囲等）

第56条の3 [略]

2 [略]

3 減免条例第9条第8項第2号の生活路線走行率は、免除を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る生活路線走行キロメートル数を同期間に係る全走行キロメートル数で除して得られる率とする。この場合において、生活路線走行キロメートル数及び全走行キロメートル数は、旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条に規定する乗務記録により算定するものとする。

（生活路線の範囲等）

第56条の3 [略]

2 [略]

3 減免条例第9条第9項第2号の生活路線走行率は、免除を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る生活路線走行キロメートル数を同期間に係る全走行キロメートル数で除して得られる率とする。この場合において、生活路線走行キロメートル数及び全走行キロメートル数は、旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条に規定する乗務記録により算定するものとする。

(自動車税の減免申請書の添付書類等)

第56条の4 減免条例第7条第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第4項に規定する減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面は、県税事務所長が指示する書面とする。

2 減免条例第7条の2第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第6項に規定する事実を証する書面は、福祉事務所(福祉事務所を設置しない町村にあつては、当該町村)、戦傷病者の援護事務を処理する機関又は保健所の長の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

3 減免条例第7条の2第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第6項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる身体障害者等の区分ごとに、当該各号に定める書類(以下「身体障害者手帳等」という。)とする。

- (1) 第56条の2第1号に掲げる者 身体障害者手帳
- (2) 第56条の2第2号に掲げる者 戦傷病者手帳
- (3) 第56条の2第3号に掲げる者 療育手帳
- (4) 第56条の2第4号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳

4 減免条例第7条の2第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第6項の申請をする者は、運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カード(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。)に記録された特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。)を出力した書面の提出をもってそれぞれ当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードの提示に代えることができる。

5 減免条例第8条第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第8項に規定する事実を証する書面は、当該バスが主として生活路線において運行されていることを確認するに足りる書

(種別割の減免申請書の添付書類等)

第56条の4 減免条例第7条の3第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第4項に規定する減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面は、県税事務所長が指示する書面とする。

2 第55条の9第1項の規定は、減免条例第7条の4第1項の規定に該当する場合における減免条例第9条第7項に規定する事実を証明する書面について準用する。

3 第55条の9第2項の規定は、減免条例第7条の4第1項の規定に該当する場合における減免条例第9条第7項に規定する規則で定める書類について準用する。

4 第55条の9第3項の規定は、減免条例第7条の4第1項の規定に該当する場合における減免条例第9条第7項の申請をする者が行う運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示について準用する。

5 減免条例第8条第1項の規定に該当する場合において、減免条例第9条第9項に規定する事実を証する書面は、当該バスが主として生活路線において運行されていることを確認するに足りる書

面とする。

6 減免条例第8条の2の規定に該当する場合において、減免条例第9条第9項に規定する事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

7 減免条例第8条の3第3号から第11号までの規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項に規定する事実を証する書面は、県税事務所長の指示する書面とする。

8 減免条例第8条の3第12号の規定に該当する場合において、減免条例第9条第7項に規定する事実を証する書面は、特別の仕様により自動車を製造した者又は自動車の改造を行った者の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

(自動車税減免申請済の証印)

第56条の5 県税事務所長は、自動車税に係る減免条例第9条第6項の申請書を受理したときは、同項の規定により提示された身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白にその旨の証印をしなければならない。ただし、当該身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白に同一の自動車について同項の申請書を受理した旨の証印が既にされている場合においては、この限りでない。

別表

[略]

[略]

[略]

様式第21号から 削除  
様式第21号の6  
まで

面とする。

6 減免条例第8条の2の規定に該当する場合において、減免条例第9条第10項に規定する事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

7 第55条の9第5項の規定は、減免条例第8条の3第3号から第11号までの規定に該当する場合における減免条例第9条第8項に規定する事実を証する書面について準用する。

8 第55条の9第4項の規定は、減免条例第8条の3第12号の規定に該当する場合における減免条例第9条第8項に規定する事実を証する書面について準用する。

(自動車税種別割減免申請済の証印)

第56条の5 県税事務所長は、自動車税の種別割に係る減免条例第9条第7項の申請書を受理したときは、同項の規定により提示された身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白にその旨の証印をしなければならない。ただし、当該身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白に同一の自動車について同項の申請書を受理した旨の証印が既にされている場合においては、この限りでない。

別表

[略]

[略]

[略]

様式第21号 削除

様式第21号の2 自動車税等免除（徴収猶予） 規則第12条の5  
申告書 規則第55条の4

[略]	[略]	[略]
様式第38号	納付（納入）書	その1 その2 その3 その4 その5

条例第16条の4  
  
 条例第66条の3  
 条例第66条の4  
 条例第72条  
 条例第102条の7  
 条例第102条の9

[略]	[略]
様式第91号	[略]
様式第92号から 第94号まで	削除

[略]

---

[略]

様式第21号の3	自動車税等徴収猶予取消通知書	規則第12条の6
様式第21号の4	自動車税等還付申請書	規則第55条の4
様式第21号の5	自動車税等免除（還付）決定通知書	規則第55条の4 規則第55条の5
様式第21号の6	自動車税等免除（還付）申請書	規則第55条の5

[略]	[略]	[略]
様式第38号	納付（納入）書	その1 その2 その3 その4 その5

条例第16条の4  
  
 条例第66条の3  
 条例第66条の4  
 条例第72条  
 条例第102条の7  
 条例第102条の9  
条例第104条の6  
条例第104条の8

[略]	[略]	[略]
様式第91号	[略]	[略]
様式第92号	自動車税等修正申告書	条例第104条の7

[略]	[略]	[略]	様式第93号	自動車税等更正・決定・加算 金決定通知書兼徴収金納額告 知書	規則第55条の6
様式第117号	自動車税納税済印		様式第94号	削除	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
様式第123号の3	自動車税納税済印	条例第108条の3	様式第117号	自動車税納税済印	条例第104条の8 条例第108条の3
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
様式第123号の3	自動車税減免（免除）申請書 その1 その2	[略]	様式第123号の3	自動車税等減免（免除）申請書 その1 その2	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
様式第123号の5	自動車税減免（免除）申請に係る決定通知書	[略]	様式第123号の5	自動車税等減免（免除）申請に係る決定通知書	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
様式第123号の7	／自動車税／減免申請済の証印	規則第56条の5	様式第123号の7	／自動車税環境性能割／自動車税種別割／軽自動車税環境性能割／減免申請済の証印	規則第55条の10 規則第56条の5
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第5号（その6）、様式第5号の2（その3）及び様式第15号の2中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p><u>様式第21号から様式第21号の6まで 削除</u></p>	<p><u>様式第21号 削除</u></p> <p><u>様式第21号の2</u></p> <p><u>様式第21号の3</u></p> <p><u>様式第21号の4</u></p> <p><u>様式第21号の5</u></p> <p><u>様式第21号の6</u></p>
-------------------------------------	--

様式第36号中「6 自動車税（種別割）」を「6 自動車税」に改め、「7 自動車税（環境性能割）」を削り、「8 鉦区税」を「7 鉦区税」に、「9 軽油引取税」を「8 軽油引取税」に、「10」を「9」に改める。

様式第38号（その3）中「種別割」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>様式第92号及び様式第93号 削除</u></p>	<p><u>様式第92号</u></p> <p><u>様式第93号</u></p>

様式第121号の2

自動車税継続検査（構造等変更検査）用納税証明書交付申請書  
[略]  
下記自動車について、自動車税の滞納がないことの証明書を交付してください。

[略]

[略]

[略]

[略]

様式122号（その1）

[略]  
自動車税納税証明書  
（継続検査（構造等変更検査）用）

自動車税の滞納がないことを証明します。

[略]

[略]

[略]

様式第121号の2

自動車税継続検査（構造等変更検査）用納税証明書交付申請書  
[略]  
下記自動車について、自動車税種別割の滞納がないことの証明書を交付してください。

[略]

[略]

[略]

[略]

様式122号（その1）

[略]  
自動車税納税証明書  
（継続検査（構造等変更検査）用）

自動車税種別割の滞納がないことを証明します。

[略]

[略]

[略]

様式122号 (その2)

(控)

[略] 自動車税納税証明書 (証紙徴収) (継続検査 (構造等変更検査) 用)
自動車税の滞納がないことを証明します。
[略]
[略]

(交付用)

[略] 自動車税納税証明書 (証紙徴収) (継続検査 (構造等変更検査) 用)
自動車税の滞納がないことを証明します。
[略]
[略]
[略]

様式122号 (その2)

(控)

[略] 自動車税納税証明書 (証紙徴収) (継続検査 (構造等変更検査) 用)
自動車税種別割の滞納がないことを証明します。
[略]
[略]

(交付用)

[略] 自動車税納税証明書 (証紙徴収) (継続検査 (構造等変更検査) 用)
自動車税種別割の滞納がないことを証明します。
[略]
[略]
[略]

様式第123号の2

自動車税減免申請書
[略]
上記のとおり県税減免条例第7条の規定によって自動車税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。
[略]
[略]

様式第123号の2

自動車税減免申請書
[略]
上記のとおり県税減免条例第7条の3の規定によって自動車税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。
[略]
[略]

様式第123号の3（その1）

自動車税減免（免除）申請書					
減免（免除）申請に係る自動車	[略]				
	自動車税	年度	円		
自動車の構造又は設備の概要		_____			
[略]					
上記のとおり県税減免条例第8条の3第3号から第12号までの規定によって自動車税の減免（免除）をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。					
[略]					
※ 処理事項	自動車税	減免開始 年 月	年 月分 から	税額	円
(注) [略]					

様式第123号の3（その1）

自動車税等減免（免除）申請書					
減免（免除）申請に係る自動車	[略]				
	自動車税 (軽自動車税) 環境性能割	年度	円	自動車税種別 割	年度
自動車の構造又は設備の概要及び要した費用		構造又は設備の概要	費用		_____
[略]					
上記のとおり県税減免条例第7条第1項第1号から第3号まで、第7条の2、第8条の3第3号から第12号までの規定によって自動車税(軽自動車税環境性能割)の減免（免除）をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。					
[略]					
※ 処理事項	自動車税 (軽自動車税) 環境性能割	減免 (免除) 年度	年度	税額	円
※ 処理事項	自動車税 種別割	減免開始 年 月	年 月分 から	税額	円
(注) [略]					

様式第123号の3（その2）を次のように改める。

自動車税減免申請書

宮城県 県税事務所長 殿 年 月 日

県税減免条例に基づき、自動車税を減免されるよう申請します。

① 減免申請に係る自動車	自動車登録(車両)番号	宮城県 仙台	自動車の取得年月日	年 月 日	
	前使用自動車の減免の有無等	無	有	宮城県 仙台	
	納税(申請義務者)	住所	〒 電話		
		フリガナ氏名	(身体障害者等との関係) 本人・家族( )		
		個人番号	減免対象年度の4月1日(午前0時現在)に所有(取得)している自動車に減免を申請する場合は、個人番号を記入してください。		
	主たる定置場				
	使用目的(本人運転以外の場合)	1 通学(園) 2 通院 3 通所 4 生業 (通学(園)・通院・通所・勤務先 )			
	自動車税	年度	年度		
		税額	円		
		減免上限	円		
減免後納税額		円			
②身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者	住所	納税義務者と同じ(異なる場合に記入)			
	フリガナ氏名	納税義務者と同じ(異なる場合に記入)			
	生年月日	昭・平・令・( ) 年 月 日生 歳			
	手帳等	種類及び番号	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳 宮城・仙台・( )第 号		
		交付年月日	昭・平・令 年 月 日		
障害の程度					
障害名					
③ 運転者	住所	納税義務者と同じ(異なる場合に記入)			
	フリガナ氏名	納税義務者と同じ(異なる場合に記入)			
	生年月日	昭・平・令・( ) 年 月 日生			
	運転免許証※	身体障害者等との関係	本人・常時介護者 家族( )		
		交付年月日	年 月 日		
有効期限		年 月 日			
種類及び件数	普通・中型・大型・その他( )				
還付金を口座振替払いする場合の口座番号 (納税義務者に限る) 銀行 支店 普通預金 ・ 当座預金 口座番号					

※免許情報記録個人番号カードを提示する場合は、特定免許情報のうち該当する事項を記入してください。なお、交付年月日欄には運転免許の年月日を記入してください。

※※申請内容に疑義が生じた場合は、実態調査を行い、減免を取り消す場合があります。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>様式第123号の5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略] 自動車税減免（免除）申請に係る決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった自動車税の減免（免除）について、下記決定事由により下記のとおり決定しましたので、県税減免条例第10条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">決 定 事 由</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">第7条の2第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p> </td> <td style="width: 70%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div>	[略]	[略]	決 定 事 由	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">第7条の2第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p> </td> <td style="width: 70%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">第7条の2第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p>	<p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p>	[略]										<p>様式第123号の5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略] 自動車税等減免（免除）申請に係る決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった自動車税（軽自動車税環境性能割）の減免（免除）について、下記決定事由により下記のとおり決定しましたので、県税減免条例第10条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">決 定 事 由</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">第7条第1項第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の2第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の4第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p> </td> <td style="width: 70%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div>	[略]	[略]	決 定 事 由	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">第7条第1項第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の2第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の4第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p> </td> <td style="width: 70%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">第7条第1項第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の2第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の4第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p>	<p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p>	[略]											
[略]	[略]																																		
決 定 事 由	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">第7条の2第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p> </td> <td style="width: 70%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">第7条の2第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p>	<p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p>	[略]																															
<p style="text-align: center;">第7条の2第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p>	<p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p>																																		
[略]																																			
[略]	[略]																																		
決 定 事 由	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">第7条第1項第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の2第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の4第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p> </td> <td style="width: 70%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">第7条第1項第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の2第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の4第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p>	<p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p>	[略]																															
<p style="text-align: center;">第7条第1項第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の2第 号</p> <p style="text-align: center;">第7条の4第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条第1項</p> <p style="text-align: center;">第8条の3第 号</p>	<p style="text-align: center;">該当する</p> <p style="text-align: center;">に</p> <p style="text-align: center;">該当しない</p>																																		
[略]																																			

年	度	[略]
当	初	税 額
[略]		[略]
減 免 ( 免 除 ) 額		[略]
減 免 ( 免 除 ) 後 の	額	[略]
[略]		

自動車税 種別割	年	度	[略]
	当	初	税 額
	[略]		[略]
	減 免 ( 免 除 ) 額		[略]
	減 免 ( 免 除 ) 後 の	額	[略]
[略]			

様式第123号の6（表）中「種別割」を削る。  
 様式第123号の7を次のように改める。

自動車税
登録番号
年      月      日申請

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

様式第123号の8（その1）

自動車税減免（還付）申請書	
[略]	
県税減免条例第8条の2の規定によって、下記の自動車に係る	年度自動車
税を減免（還付）されるよう申請します。	
[略]	
[略]	
[略]	

様式第123号の8（その2） [略]

様式第123号の9

自動車税減免通知書	
[略]	
自動車税の	について、下記のとおり決定したので通知します。
[略]	

様式第123号の8（その1）

自動車税減免（還付）申請書	
[略]	
県税減免条例第8条の2の規定によって、下記の自動車に係る	年度自動車
税種別割を減免（還付）されるよう申請します。	
[略]	
[略]	
[略]	

様式第123号の8（その2） [略]

様式第123号の9

自動車税減免通知書	
[略]	
自動車税種別割の	について、下記のとおり決定したので通知します。
[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（自動車税に関する経過措置）
- 2 改正後の宮城県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。  
（軽自動車税に関する経過措置）

- 5 この規則の施行の日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。  
(諸様式に関する経過措置)
- 6 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則（昭和47年宮城県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>証紙代金収納計器による自動車税の取扱いに関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号。以下「条例」という。）<u>第108条の4第4項</u>の規定に基づき、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による自動車税の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（証紙代金収納印の印影の形式）</p> <p>第2条 条例<u>第108条の3第1項</u>の知事が定める収納計器の印影（以下「証紙代金収納印」という。）の形式は、様式第1号のとおりとする。</p> <p>（収納計器取扱者の指定申請）</p> <p>第3条 条例<u>第108条の4第1項</u>の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱者指定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>（収納計器設置場所の標示）</p>	<p style="text-align: center;"><u>証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号。以下「条例」という。）<u>第104条の9第5項</u>の規定に基づき、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による自動車税<u>及び軽自動車税環境性能割</u>の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（証紙代金収納印の印影の形式）</p> <p>第2条 条例<u>第104条の8第1項</u>の知事が定める収納計器の印影（以下「証紙代金収納印」という。）の形式は、様式第1号のとおりとする。</p> <p>（収納計器取扱者の指定申請）</p> <p>第3条 条例<u>第104条の9第1項</u>の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱者指定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>（収納計器設置場所の標示）</p>

第4条 条例第108条の4第1項の指定を受けた者（以下「収納計器取扱者」という。）は、収納計器の設置場所を明らかにした表札（様式第3号）を収納計器設置場所の戸外の見やすい箇所に掲げなければならない。

（自動車税納税済証の交付）

第10条 証紙代金収納印の押印を受けることにより自動車税が納付された場合は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16号の43様式による自動車税申告書（報告書）（控）の納税済印の欄に納税済印（様式第8号）を押印するものとする。

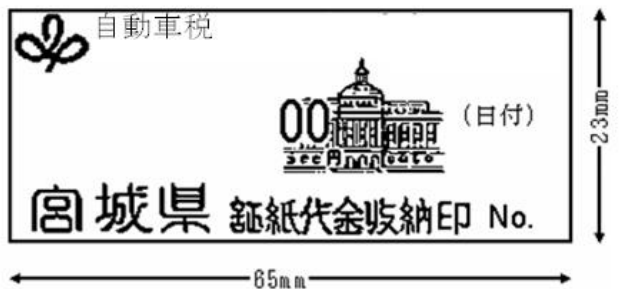
第4条 条例第104条の9第1項の指定を受けた者（以下「収納計器取扱者」という。）は、収納計器の設置場所を明らかにした表札（様式第3号）を収納計器設置場所の戸外の見やすい箇所に掲げなければならない。

（自動車税・軽自動車税環境性能割納税済証の交付）

第10条 証紙代金収納印の押印を受けることにより自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割が納付された場合は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第16号の43様式による自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（控）の納税済印の欄に納税済印（様式第8号）を押印するものとする。

2 証紙代金収納印の押印を受けることにより軽自動車税の環境性能割が納付された場合（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の9の規定に基づき、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、軽自動車税の環境性能割を徴収する場合に限る。）は、法施行規則第33号の4様式による軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）（控）の納税済印の欄に納税済印（様式第8号）を押印するものとする。

様式第1号を次のように改める。



## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

5 この規則の施行の日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

### (様式に関する経過措置)

6 改正前の証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則の規定による様式第1号については、当分の間、改正後の証紙代金収納計器による自動車税の取扱いに関する規則の規定による様式第1号とみなす。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成13年宮城県規則第98号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免除申請書に添付する書面)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 申請に係る自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証(令和5年1月1日前に交付されたものに限る。)の写し又は自動車検査証に記録された同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項を出力した書面</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(免除申請書に添付する書面)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 申請に係る自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証(令和5年1月1日前に交付されたものに限る。)の写し又は自動車検査証に記録された同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項を出力した書面(以下「自動車検査証等」という。)</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p><u>4 条例第6条第4項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 条例第5条第1号に該当する場合</u></p> <p>ア 定款の写し</p> <p>イ 申請に係る自動車が無償で譲り受けたことを証する書面</p> <p>ウ 申請に係る自動車の自動車検査証等又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証(以下単に「軽自動車届出済証」という。)の写し</p> <p>エ 申請に係る自動車を正面及び側面から撮影した写真</p> <p>オ その他県税事務所長が指示する書面</p> <p><u>(2) 条例第5条第2号に該当する場合</u></p>

(免除申請書)

第4条 条例第6条第1項から第3項までに規定する申請書は、別記様式によるものとする。

別記様式第3号 (第4条関係)

自動車税免除申請書				
[略]				
<p>特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条の規定により、自動車税の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
免除申請に係る自動車	登録(車両)番号	[略]	[略]	[略]
	車名	[略]	型式	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]		

ア 定款の写し

イ 申請に係る自動車の売買契約書の写しその他当該自動車の取得の原因を証する書面

ウ 申請に係る自動車の自動車検査証等又は軽自動車届出済証の写し

エ 申請に係る自動車を正面及び側面から撮影した写真

オ その他県税事務所長が指示する書面

(免除申請書)

第4条 条例第6条第1項から第4項までに規定する申請書は、別記様式によるものとする。

別記様式第3号 (第4条関係)

自動車税等免除申請書				
[略]				
<p>特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条(第5条)等の規定により、自動車税(軽自動車税環境性能割)の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
免除申請に係る自動車	登録(車両)番号	[略]	[略]	[略]
	前所有者の氏名(名称)及び住所	(氏名又は名称)		(住所)
	車名	[略]	形式	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]		

税 額	年度	円
[略]	[略]	[略]
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> [略] <input type="checkbox"/> [略] <input type="checkbox"/> 自動車検査証（令和5年1月1日前に交付されたものに限る。）の写し又は自動車検査証に記録された自動車検査証記録事項を出力した書面  <input type="checkbox"/> 自動車を正面及び側面から撮影した写真 <input type="checkbox"/> 自動車の運行状況を記録した書類 <input type="checkbox"/> [略]	
[略]	[略]	[略]

種 別 割	年度	円	環 境 性 能 割	年度	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
添 付 書 類	<u>種別割及び環境性能割共通</u> <input type="checkbox"/> [略] <input type="checkbox"/> [略] <input type="checkbox"/> 自動車検査証（令和5年1月1日前に交付されたものに限る。）の写し若しくは自動車検査証に記録された自動車検査証記録事項を出力した書面又は軽自動車届出済証の写し <input type="checkbox"/> 自動車を正面及び側面から撮影した写真  <input type="checkbox"/> [略]				
<u>種別割</u>					
<input type="checkbox"/> 自動車の運行状況を記録した書類					
<u>環境性能割</u>					
<input type="checkbox"/> 自動車の売買契約書の写しその他自動車の取得の原因を証する書面					
<input type="checkbox"/> 自動車を無償で譲り受けた場合は、そのことを証する書面					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(自動車税の免除に関する経過措置)
- この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の免除については、なお従前の例による。
- 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割の免除については、なお従前の例による。  
(様式に関する経過措置)

4 令和8年度以後の年度分の自動車税について改正前の別記様式第3号によりなされた免除の申請は、改正後の別記様式第3号によりなされたものとみなす。

## 宮城県訓令甲第15号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和29年宮城県訓令甲第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調定の手続等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 狩猟税について納税済印を押印したとき。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(徴収猶予の処理)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p>(自動車税に係る帳簿の備付け)</p>	<p>(調定の手続等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 狩猟税について<u>証紙消印又は納税済印</u>を押印したとき。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(徴収猶予の処理)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> 仙台中央県税事務所長は、規則第12条の5第2項の規定により<u>自動車税の環境性能割の徴収猶予処分をするときは、自動車税徴収猶予決議書兼整理簿によって処分を決定し、電算入力処理の上、関係書類を編てつしておかなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u> [略]</p> <p>(種別割に係る帳簿の備付け)</p>

第69条 県税事務所長は、条例第108条の2第3項の規定により徴収する自動車税について、自動車税徴収原簿を備えて所要の事項を記載しなければならない。

2 [略]

第69条 県税事務所長は、条例第108条の2第3項の規定により徴収する自動車税の種別割について、自動車税徴収原簿を備えて所要の事項を記載しなければならない。

2 [略]

(環境性能割の納税義務等の免除又は還付の処理)

第69条の2 仙台中央県税事務所長は、規則第55条の4第1項又は第55条の5第1項に規定する自動車税の環境性能割の納税義務等の免除又は還付をするときは、自動車税免除（還付）1人別内訳書に基づいて免除又は還付の額を決定しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項に規定する自動車税の環境性能割の納税義務等の免除又は還付の額を決定したときは、調定整理簿、調定収入簿及び申告書等を整理するとともに、還付又は充当を要する徴収金については第16条の規定によりこれを処理しなければならない。

(環境性能割に係る更正又は決定の手続)

第69条の3 仙台中央県税事務所長は、法第168条、第171条若しくは第172条の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をするとき又は法附則第29条の9第1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をするときは、自動車税等更正・決定・加算金決定決議書によってしなければならない。

(自動車税課税台帳)

第69条の4 仙台中央県税事務所長は、条例第104条の6若しくは第104条の7の規定による申告書若しくは修正申告書を受理したとき、又は法第168条、第171条若しくは第172条の規定により自動車

税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をしたときは、自動車税課税台帳を整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電算入力処理をもって自動車税課税台帳を整理したものとみなす。

(環境性能割に係る帳簿の備付け)

第69条の5 仙台中央県税事務所長は、前条の規定に係る自動車税の環境性能割について、自動車税収入台帳を備えて所要の事項を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、調定決議内訳書をもって自動車税収入台帳に代えることができる。

別表

[略] [略] [略]

様式第10号 自動車税徴収猶予決議書兼整理簿 規程第14条

[略] [略] [略]

様式第16号 滞納整理票(その1) [略]  
(その2)  
(その3)  
(その4)  
(その5)  
(その6)

別表

[略] [略] [略]

様式第10号 削除 \_\_\_\_\_

[略] [略] [略]

様式第16号 滞納整理票(その1) [略]  
(その2)  
(その3)  
(その4)  
(その5)

[略]

[略]

[略]

様式第113号の2から  
様式第113号の5まで  
削除

\_\_\_\_\_

[略]

[略]

[略]

様式第113号の2

自動車税免除(還付)1  
人別内訳書

規程第69条  
の2

様式第113号の3

自動車税等更正・決定・  
加算金決定決議書

規程第69条  
の3

様式第113号の4

自動車税課税台帳兼収  
入台帳

規程第69条  
の4  
規程第69条  
の5

様式第113号の5

削除

\_\_\_\_\_

[略]

[略]

[略]

様式第10号 削除

[略]

[略]

[略]

様式第10号

様式第16号 (その5)

自動車税滞納整理票
[略]
[略]
[略]
[略]

様式第35号

[略]	県税調定収入報告書	[略]							
[略]									
科目	区分	調定済額		収入済額		欠損済額		収入未済額	収入率
		本 月 分	累 計	本 月 分	累 計	本 月 分	累 計		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
軽油 引取 税	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
自動 車税	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第16号 (その5)

自動車税種別割滞納整理票
[略]
[略]
[略]
[略]

様式第16号 (その6)

様式第35号

[略]	県税調定収入報告書	[略]							
[略]									
科目	区分	調定済額		収入済額		欠損済額		収入未済額	収入率
		本 月 分	累 計	本 月 分	累 計	本 月 分	累 計		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
軽油 引取 税	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
自動 車 税 環 境 性 能 割	現年	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
自動 車 税 種 別 割	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

鉦区 税	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
固 定 資 産 税	現年	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
核 燃 料 税 (法定 外普 通税)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再 生 可 能 エ ネ ル ギ 二 地 域 共 生 促 進 税 (法定 外普 通税)	現年	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
産 業 廃 棄 物 税 (法定 外目 的税)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宿 泊 税(法 定 外 目 的 税)	現年	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—

鉦区 税	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
核 燃 料 税 (法定 外普 通税)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
産 業 廃 棄 物 税 (法定 外目 的税)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]									

様式第113号の2から様式第113号の5まで 削除

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]									

様式第113号の2

様式第113号の3

様式第113号の4

様式第113号の5 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。  
(自動車税に関する経過措置)
- 2 この訓令の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 4 この訓令の施行の日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

宮城県告示第307号

収納計器取扱いに関する事務を行なう者の指定(昭和47年宮城県告示第312号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。  
令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号) <u>第108条の4第1項</u>の規定により、次の者を自動車税の収納計器の取扱いに関する事務を行う者として指定した。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号) <u>第97条第1項</u>の規定により、次の者を自動車取得税及び自動車税の収納計器の取扱いに関する事務を行う者として指定した。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

宮城県告示第308号

証紙代金収納計器の指定（平成14年宮城県告示第363号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）<u>第108条の3第1項</u>の規定により、次のとおり証紙代金収納計器を指定する。                      (1)・(2) [略]</p>	<p>宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）<u>第104条の8第1項</u>の規定により、次のとおり証紙代金収納計器を指定する。                      (1)・(2) [略]</p>

第2号を次のように改める。

(2) 印影

